

変 更 後					変 更 前				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 道路事業 (市道上町本諫早駅城見町線) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 道路事業 (市道上町本諫早駅城見町線) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 道路事業 (市道八天郵便局前線) (略)					【事業名】 道路事業 (市道八天郵便局前線) (略)				
【事業名】 公園事業 上山公園(諫早公園) (略)					【事業名】 公園事業 上山公園(諫早公園) (略)				
【事業名】 地域生活基盤施設 <芝生広場> (略)					【事業名】 地域生活基盤施設 <芝生広場> (略)				
【事業名】 高質空間形成施設(市道市役所前線) (略)					【事業名】 高質空間形成施設(市道市役所前線) (略)				
【事業名】 アエル栄整備事業 <アエル栄> (略)					【事業名】 アエル栄整備事業 <アエル栄> (略)				
【事業名】 栄町東西街区市街地再開発事業 【内容】 再開発手法による街区更新、大型店及び駐車場、住宅等の整備	●栄町東西街区市街地再開発準備組合 (予定)	【位置づけ】 中央商店街に面する既存大規模店舗を含む街区及びその他の街区について再開発を行い、商業の拠点の形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「安心して生活できるまち」に向けた事業として位置づける。 【必要性】	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業) 【実施時期(措置を受ける期間)】	【事業名】 栄町東西街区市街地再開発事業 【内容】 再開発手法による街区更新、大型店及び駐車場、住宅等の整備	【事業名】 栄町東西街区市街地再開発事業 【内容】 再開発手法による街区更新、大型店及び駐車場、住宅等の整備	●栄町東西街区市街地再開発準備組合 (予定)	【位置づけ】 中央商店街に面する既存大規模店舗を含む街区及びその他の街区について再開発を行い、商業の拠点の形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「安心して生活できるまち」に向けた事業として位置づける。 【必要性】	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業) 【実施時期(措置を受ける期間)】	【事業名】 栄町東西街区市街地再開発事業 【内容】 再開発手法による街区更新、大型店及び駐車場、住宅等の整備

【実施時期】 平成 19～ <u>27 年度</u>		商業機能の高度化、街なか居住の促進、並びに、土地の高度利用と防災性の向上のため必要な事業である。	平成 22～ <u>27 年</u> 度	【実施時期】 平成 19～ <u>27 年度</u>
【事業名】 公園事業 上山公園（諫早公園広場） （略）				
【事業名】 <u>高質空間形成施設</u> （市道諫早公園前線） 【内容】 歩道改良 L= <u>170m</u> 、 【実施時期】 平成25年度	●諫早市	【位置づけ】 <u>上山公園（諫早公園）事業とともに諫早公園内の眼鏡橋を周回する歩道を整備する事業のひとつ</u> であり「ひとが集うまち」の実現のための事業として位置づける。 【必要性】 公園のシンボル性を高め、快適な歩行空間の形成と、観光客の誘客に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業(第2期諫早中心地区)） 【実施時期】 平成 25 年	

(2) ②～(4) 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 （仮称）地域交流センター 建設事業 （略）				
【事業名】 （仮称）歴史文化館建設事業 （略）				
【事業名】 アエル栄整備事業（再掲） 〈アエル栄〉 （略）				
【事業名】 栄町東西街区市街地再開発事業（再掲） 【内容】 再開発手法による街区更新、大型店及び駐車場、住宅等の整備	●栄町東西街区市街地再開発準備組合 （予定）	【位置づけ】 中央商店街に面する既存大規模店舗を含む街区及びその他の街区について再開発を行い、商業の拠点の形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「安心して生活できるまち」に向けた事業として位置づける。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業） 【実施時期（措置を受ける期	

【実施時期】 平成 19～ <u>26 年度</u>		商業機能の高度化、街なか居住の促進、並びに、土地の高度利用と防災性の向上のため必要な事業である。	平成 22～ <u>26 年</u> 度	【実施時期】 平成 19～ <u>26 年度</u>
【事業名】 公園事業 上山公園（諫早公園広場） （略）				
【事業名】 <u>道路事業</u> （市道諫早公園前線） 【内容】 歩道改良 L= <u>135m</u> 、 <u>車道改良 L= 95m</u> 、 <u>駐車場整備、張芝</u> 【実施時期】 平成25年度	●諫早市	【位置づけ】 <u>諫早公園を縦断するアクセス道路を、歩道整備を中心に改良を行なうもの</u> であり「ひとが集うまち」の実現のための事業として位置づける。 【必要性】 公園のシンボル性を高め、快適な歩行空間の形成と、観光客の誘客に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業(第2期諫早中心地区)） 【実施時期】 平成 25 年	

(2) ②～(4) 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 （仮称）地域交流センター 建設事業 （略）				
【事業名】 （仮称）歴史文化館建設事業 （略）				
【事業名】 アエル栄整備事業（再掲） 〈アエル栄〉 （略）				
【事業名】 栄町東西街区市街地再開発事業（再掲） 【内容】 再開発手法による街区更新、大型店及び駐車場、住宅等の整備	●栄町東西街区市街地再開発準備組合 （予定）	【位置づけ】 中央商店街に面する既存大規模店舗を含む街区及びその他の街区について再開発を行い、商業の拠点の形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「安心して生活できるまち」に向けた事業として位置づける。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業） 【実施時期（措置を受ける期	

【実施時期】 平成 19～ <u>27 年度</u>		【必要性】 商業機能の高度化、街なか居住の促進、並びに、土地の高度利用と防災性の向上のため必要な事業である。	間)】 平成 22～ <u>27 年度</u>	
-------------------------------	--	---	----------------------------	--

(2) ②～(4) 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 アエル栄整備事業（再掲） 〈アエル栄〉 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 栄町東西街区市街地再開発事業（再掲） 【内容】 再開発手法による街区更新、大型店及び駐車場、住宅等の整備 【実施時期】 平成 19～ <u>27 年度</u>	● 栄町東西街区市街地再開発準備組合 (予定)	【位置づけ】 中央商店街に面する既存大規模店舗を含む街区及びその他の街区について再開発を行い、商業の拠点の形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「安心して生活できるまち」に向けた事業として位置づける。 【必要性】 商業機能の高度化、街なか居住の促進、並びに、土地の高度利用と防災性の向上のため必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業） 【実施時期（措置を受ける期間）】 平成 22～ <u>27 年度</u>	

(2) ②～(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) ①法に定める特別の措置に関連する事業等

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
--------------	------	-------------------	---------------	--------

【実施時期】 平成 19～ <u>26 年度</u>		【必要性】 商業機能の高度化、街なか居住の促進、並びに、土地の高度利用と防災性の向上のため必要な事業である。	間)】 平成 22～ <u>26 年度</u>	
-------------------------------	--	---	----------------------------	--

(2) ②～(4) 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 アエル栄整備事業（再掲） 〈アエル栄〉 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 栄町東西街区市街地再開発事業（再掲） 【内容】 再開発手法による街区更新、大型店及び駐車場、住宅等の整備 【実施時期】 平成 19～ <u>26 年度</u>	● 栄町東西街区市街地再開発準備組合 (予定)	【位置づけ】 中央商店街に面する既存大規模店舗を含む街区及びその他の街区について再開発を行い、商業の拠点の形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「安心して生活できるまち」に向けた事業として位置づける。 【必要性】 商業機能の高度化、街なか居住の促進、並びに、土地の高度利用と防災性の向上のため必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業） 【実施時期（措置を受ける期間）】 平成 22～ <u>26 年度</u>	

(2) ②～(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
--------------	------	-------------------	---------------	--------

【事業等名】 大規模小売店舗立地法の特例 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業等名】 大規模小売店舗立地法の特例 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 (仮称) まちなか新拠点スマートパーキング整備事業 <u>～暮らしのターミナル整備事業～</u> 【内容】 <u>待合所、手荷物一時預かり所、買物サポート、駐車場等地域の地域の暮らしを支える拠点となる施設の整備</u> 【実施時期】 平成 <u>25年度</u>	● 諫早市中心市街地商店街協同組合連合会	【位置づけ】 <u>交通や人、情報、心の結節機能を持つ施設を整備し多様な団体と連携しながら買物以外でも商店街に行きたくくなるような雰囲気を作り出すことでコミュニティの再生を図り、商店街の集客を高める「賑わうまち」を実現するための事業と位置づける。</u> 【必要性】 <u>少子・高齢化社会に状況下にあって、地域の暮らしを支える機能を整備し、街なかに行きたくなる機能や、暮らしやすい環境の整備をすることが必要。</u>	【措置の内容】 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画 の主務大臣認定 【実施時期】 平成 <u>25年度</u>	中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金 (経済産業省)	【事業名】 (仮称) まちなか新拠点スマートパーキング整備事業 【内容】 <u>駐車台数：109台、構造：鉄骨造3階建、設備：自走式駐車場、デジタルサイネージ、太陽光パネル、EV充電設備の整備</u> 【実施時期】 平成 <u>24年度～</u>	● 諫早市中心市街地商店街協同組合連合会	【位置づけ】 <u>商店街の機能強化と次世代型の駐車場の整備を行うものであり、来街者の利便性の向上と、商店街の集客を高める「賑わうまち」を実現するための事業と位置づける。</u> 【必要性】 <u>現在空き店舗率は、10%程度であるが、デジタルサイネージにより、商店街の個店の広告や、イベント情報、公共公益的な情報を発信することにより、商店街のイメージアップと販売促進に取組み、個店の魅力創出と空き店舗率の改善を図る。</u> <u>外観についても、商店街が策定した「まちづくり協定」に基づき周辺の水辺環境や街並みに調和したものとす</u> <u>る。</u> <u>さらに、EV充電器や省エネ、など次世代型の設備の導入により、環境にも優しいまちづくりに取組むことで、快適な都市環境を保全し、居住人口の増加とコミュニティの再生を図ることが必要。</u>	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画 の主務大臣認定 【実施時期】 平成 <u>24年度～</u>	中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金 (経済産業省)

○当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響（当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等への来街者数の現況等）

諫早市中心市街地商店街協同組合連合会（通称：アエル中央商店街）は、栄町商店街、本町商店街、竹の下通り商店街の3商店街で形成されており、延長約650mのアーケードのある商店街である。

このアエル中央商店街では、平成18年5月の「アエルいさはや」の開業、及びその後の取り組み等により、平成17年以前の下落トレンドに比べて平成18年以降のトレンドは改善を見せているものの、まだ下落トレンドが続いている。

現在、栄町商店街の街区においては、平成27年度内の完成を目指して、栄町東西街区市街地再開発事業が進められており、商業機能の高度化、街なか居住の促進、防災性の確保等が図られる予定である。

しかしながら、この再開発事業によって、既存の駐車スペース約126台分が消滅することとなり、栄町東西街区市街地再開発事業によって新たな駐車場が整備されることを考慮しても不足が懸念される。

○当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響（当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等への来街者数の現況等）

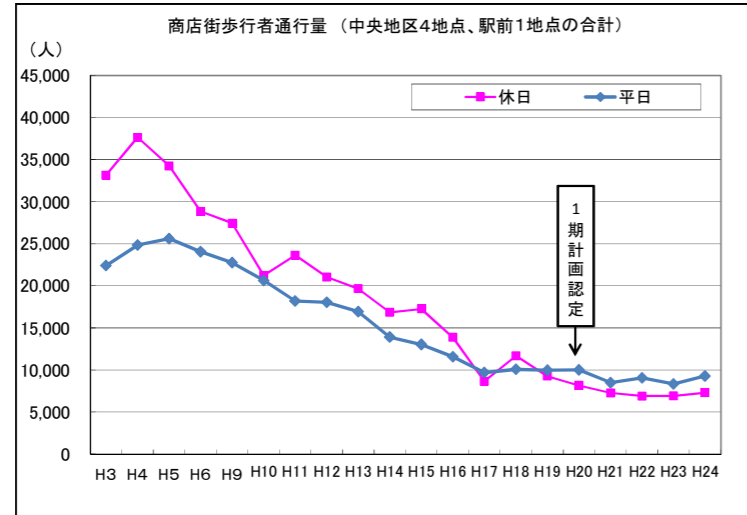
諫早市中心市街地商店街協同組合連合会（通称：アエル中央商店街）は、栄町商店街、本町商店街、竹の下通り商店街の3商店街で形成されており、延長約650mのアーケードのある商店街である。

このアエル中央商店街では、平成18年5月の「アエルいさはや」の開業、及びその後の取り組み等により、平成17年以前の下落トレンドに比べて平成18年以降のトレンドは改善を見せているものの、まだ下落トレンドが続いている。

現在、栄町商店街の街区においては、平成27年度内の完成を目指して、栄町東西街区市街地再開発事業が進められており、商業機能の高度化、街なか居住の促進、防災性の確保等が図られる予定である。

しかしながら、この再開発事業によって、既存の駐車スペース約126台分が消滅することとなり、栄町東西街区市街地再開発事業によって新たな駐車場が整備されることを考慮しても不足が懸念される。

当該事業を実施することにより、さらに商店街の機能と魅力の向上が図られ、商店街の歩行者通行量も増加することが見込まれ、平成30年の歩行者通行量は、9,300人/日程度になると想定される。



○個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力向上にどのように結びつき、また、逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結び付いているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

アエル中央商店街の空き店舗率は、ほぼ10%程度で推移しており、閉店した店舗跡にも、新たな店舗が入居するなど、商店街内の新陳代謝が図られている。

これは、建物のオーナーの協力や、商店街が建物自体を取得し、テナントミックスに取組むなど、積極的な空き店舗対策の効果が現れていると判断できる。

また、商店街が策定した「まちづくり協定」に基づき、店舗デザインの統一化や、サービスの向上に努め、諫早市としても、「まちづくり協定支援事業補助金」を拡充して、これを支援している。

平成24年度からは、年3回程度で「100円商店街」を開催し、個店の魅力向上と新規顧客の獲得等への努力が続けられている。

○当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数、率の現況

アエル中央商店街の空き店舗数、率の現況は、平成23年の現況で、店舗数125店に対し、空き店舗が、12店、空き店舗率は、9.6%となっている。

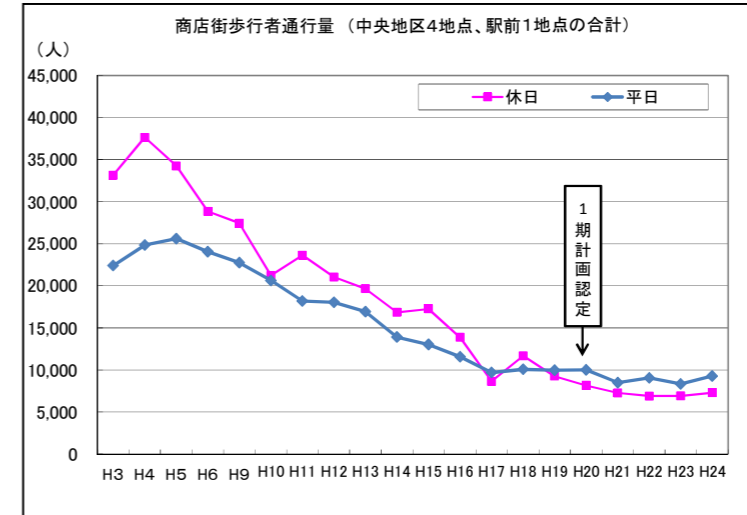
平成17年2月に、商店街内にあった大型店（諫早サティ）が撤退したが、空き店舗率は、大型店撤退前の平成15年の10.5%とほぼ変わっていない。

これは、アエル中央商店街が、不足業種公募型の複合商業施設「アエルいさはや」の建設など商業の基盤整備に取組んだほか、市民を巻き込んだソフト事業の取り組み、分譲マンションの建設による定住人口の増加などが要因として考えられる。

■アエル中央商店街の空き店舗数・率の推移

商店街名	平成15年			平成23年		
	店舗数	空き店舗数	空き店舗率	店舗数	空き店舗数	空き店舗率
栄町	47	6	12.8%	56	5	8.9%
本町	34	2	5.9%	38	0	0.0%
竹の下通り	33	4	12.1%	31	7	22.6%
計	114	12	10.5%	125	12	9.6%

当該事業を実施することにより、さらに商店街の機能と魅力の向上が図られ、商店街の歩行者通行量も増加することが見込まれ、平成30年の歩行者通行量は、9,300人/日程度になると想定される。



○個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力向上にどのように結びつき、また、逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結び付いているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

アエル中央商店街の空き店舗率は、ほぼ10%程度で推移しており、閉店した店舗跡にも、新たな店舗が入居するなど、商店街内の新陳代謝が図られている。

これは、建物のオーナーの協力や、商店街が建物自体を取得し、テナントミックスに取組むなど、積極的な空き店舗対策の効果が現れていると判断できる。

また、商店街が策定した「まちづくり協定」に基づき、店舗デザインの統一化や、サービスの向上に努め、諫早市としても、「まちづくり協定支援事業補助金」を拡充して、これを支援している。

平成24年度からは、年3回程度で「100円商店街」を開催し、個店の魅力向上と新規顧客の獲得等への努力が続けられている。

○当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数、率の現況

アエル中央商店街の空き店舗数、率の現況は、平成23年の現況で、店舗数125店に対し、空き店舗が、12店、空き店舗率は、9.6%となっている。

平成17年2月に、商店街内にあった大型店（諫早サティ）が撤退したが、空き店舗率は、大型店撤退前の平成15年の10.5%とほぼ変わっていない。

これは、アエル中央商店街が、不足業種公募型の複合商業施設「アエルいさはや」の建設など商業の基盤整備に取組んだほか、市民を巻き込んだソフト事業の取り組み、分譲マンションの建設による定住人口の増加などが要因として考えられる。

■アエル中央商店街の空き店舗数・率の推移

商店街名	平成15年			平成23年		
	店舗数	空き店舗数	空き店舗率	店舗数	空き店舗数	空き店舗率
栄町	47	6	12.8%	56	5	8.9%
本町	34	2	5.9%	38	0	0.0%
竹の下通り	33	4	12.1%	31	7	22.6%
計	114	12	10.5%	125	12	9.6%

○文教施設、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

当該区周辺には、諫早市役所、諫早図書館、中央交流広場、市民センターなどの公共施設が徒歩3分圏内に集積しており、商店街との回遊性が保たれ、駐車場の需要も高い街区である。

平成23年には、隣接する県立諫早高校の敷地内に、県立諫早高校附属中学が開校し、文教のまちとしてのイメージも強くなっている。

また、栄町東西街区市街地再開発事業では、商業施設のほか、高齢者施設や医療施設、保育所の福利施設が整備されることになっており、来店者、従業員等の増加により駐車場の需要はさらに高まることが想定される。商店街として商機能・小売販売額の低下を招かないためにも、新たな駐車場の整備が必要である。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 ローカルブランド育成事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 まちづくり協定支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 中心市街地賑わい創出支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 のんのこ諫早祭り (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 中心市街地夏祭り支援事業 (略)	〈略〉	(略)	(略)	(略)
【事業名】 栄町東西街区市街地再開発事業(再掲) 【内容】 再開発手法による街区更新、大型店及び駐車場、住宅等の整備 【実施時期】 平成19～ <u>27年度</u>	●栄町東西街区市街地再開発準備組合 (予定)	【位置づけ】 中央商店街に面する既存大規模店舗を含む街区及びその他の街区について再開発を行い、商業の拠点の形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「安心して生活できるまち」に向けた事業として位置づける。 【必要性】 商業機能の高度化、街なか居住の促進、並びに、土地の高度利用と防災性の向上のため必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業) 【実施時期(措置を受ける期間)】 平成22～ <u>27年度</u>	(略)

○文教施設、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

当該区周辺には、諫早市役所、諫早図書館、中央交流広場、市民センターなどの公共施設が徒歩3分圏内に集積しており、商店街との回遊性が保たれ、駐車場の需要も高い街区である。

平成23年には、隣接する県立諫早高校の敷地内に、県立諫早高校附属中学が開校し、文教のまちとしてのイメージも強くなっている。

また、栄町東西街区市街地再開発事業では、商業施設のほか、高齢者施設や医療施設、保育所の福利施設が整備されることになっており、来店者、従業員等の増加により駐車場の需要はさらに高まることが想定される。商店街として商機能・小売販売額の低下を招かないためにも、新たな駐車場の整備が必要である。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 ローカルブランド育成事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 まちづくり協定支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 中心市街地賑わい創出支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 のんのこ諫早祭り (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 中心市街地夏祭り支援事業 (略)	〈略〉	(略)	(略)	(略)
【事業名】 栄町東西街区市街地再開発事業(再掲) 【内容】 再開発手法による街区更新、大型店及び駐車場、住宅等の整備 【実施時期】 平成19～ <u>26年度</u>	●栄町東西街区市街地再開発準備組合 (予定)	【位置づけ】 中央商店街に面する既存大規模店舗を含む街区及びその他の街区について再開発を行い、商業の拠点の形成を図るものであり、「賑わうまち」及び「安心して生活できるまち」に向けた事業として位置づける。 【必要性】 商業機能の高度化、街なか居住の促進、並びに、土地の高度利用と防災性の向上のため必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業) 【実施時期(措置を受ける期間)】 平成22～ <u>26年度</u>	(略)

<p>【事業名】 (仮称)まちなか新拠点スマートパーキング整備事業 <u>～暮らしのターミナル整備事業～</u> <u>〔再掲〕</u></p> <p>【内容】 <u>待合所、手荷物一時預かり所、買物サポート、駐車場等地域の地域の暮らしを支える拠点となる施設の整備</u></p> <p>【実施時期】 平成<u>25年度</u></p>	<p>●諫早市中心市街地商店街協同組合連合会</p>	<p>【位置づけ】 <u>交通や人、情報、心の結節機能を持つ施設を整備し多様な団体と連携しながら買物以外にも商店街に行きたくくなるような雰囲気を作り出すことでコミュニティの再生を図り、商店街の集客を高める「賑わうまち」を実現するための事業と位置づける。</u></p> <p>【必要性】 <u>少子・高齢化社会に状況下にあつて、地域の暮らしを支える機能を整備し、街なかに行きたくなる機能や、暮らしやすい環境の整備をすることが必要。</u></p>	<p>【措置の内容】 中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金（経済産業省）</p> <p>【実施時期】 平成 <u>25年度</u></p>		<p>【事業名】 (仮称)まちなか新拠点スマートパーキング整備事業</p> <p>【内容】 <u>駐車台数：109台、構造：鉄骨造3階建、設備：自走式駐車場、デジタルサイネージ、太陽光パネル、EV充電設備の整備</u></p> <p>【実施時期】 平成 <u>24年度～</u></p>	<p>●諫早市中心市街地商店街協同組合連合会</p>	<p>【位置づけ】 <u>商店街の機能強化と次世代型の駐車場の整備を行うものであり、来街者の利便性の向上と、商店街の集客を高める「賑わうまち」を実現するための事業と位置づける。</u></p> <p>【必要性】 現在空き店舗率は、10%程度であるが、デジタルサイネージにより、商店街の個店の広告や、イベント情報、公共公益的な情報を発信することにより、商店街のイメージアップと販売促進に取組み、個店の魅力創出と空き店舗率の改善を図る。 外観についても、商店街が策定した「まちづくり協定」に基づき周辺の水辺環境や街並みに調和したものとする。 さらに、EV充電器や省エネ、など次世代型の設備の導入により、環境にも優しいまちづくりに取組むことで、快適な都市環境を保全し、居住人口の増加とコミュニティの再生を図ることが必要。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金（経済産業省）</p> <p>【実施時期】 平成 <u>24年度～</u></p>	
<p>(2) ②～(4) 略</p>					<p>(2) ②～(4) 略</p>				
<p>8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1)～(4) 略</p>					<p>8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1)～(4) 略</p>				